

# 一（ビル名称等※）の消防計画一

※管理権原が複数（テナントに分かれている）の場合は、「ビル名称等」と「テナント名称」の両方を記載してください。

（第1条は管理権原が「単一」の場合と「複数」の場合がありますので、該当するものを選んで作成してください。）

（目的）（単一権原の場合）

第1条 この計画は、（ビル名称等）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（目的）（複数権原の場合）

第1条 この計画は、（ビル名称等）のうち（テナントの名称）部分の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

## 作成上の注意事項

- 1 作成する消防計画の根拠法令等を明確にします。
- 2 統括防火管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び全体の消防計画に基づき」と記入します。
- 3 統括防火管理に該当する場合、各々の事業所等の防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画と整合性を図る必要があります。

（第2条は管理権原が「単一」の場合と「複数」の場合がありますので、該当するものを選んで作成してください。）

（適用範囲）（単一権原の場合）

第2条 この計画は、（ビル名称等）に勤務（居住）し、また出入りするすべての者に適用する。

（適用範囲）（複数権原の場合）

第2条 この計画は、（ビル名称等）のうち（テナント名称）に勤務（居住）し、また出入りするすべての者に適用する。

## 作成上の注意事項

- 1 消防計画の適用範囲を明確にして、事業所等に勤務（居住）し、出入りする社員、その他の関係者すべての者に適用するように定めます。
- 2 防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となります。

（委託状況）

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式のとおりとする。

## 作成上の注意事項

- 1 防火管理業務の一部を第三者に委託した場合に本条が必要となり、既に消防計画を作成している事業所は変更届出が必要になります。
- 2 当該受託者が管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するよう定めます。

(管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者の選(解)任及び消防署長への届出
- (2) 消防用設備等の点検結果の消防署長への報告
- (3) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (4) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (5) 防火対象物全体の安全性の向上及び管理権原の及ぶ範囲について自らの積極的な取り組み

#### 作成上の注意事項

- 1 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者に行わせるものであり、最終的な防火管理責任は管理権原者にあるということを計画の中で明確にしておく必要があります。
- 2 防火管理者から自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。
- 3 消防用設備等の点検結果を、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 統括防火管理に該当する場合は、各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の防火管理について責任があり、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならないことを明確にしておきます。
- 5 消防法施行令第4条の2の2(防火対象物定期点検報告制度)に該当する場合は、火災予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物となります。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者(○○ ○○)は、この計画について一切の権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 従業員等に対する防火管理上必要な指示命令又は監督
- (2) 避難又は防火上必要な設備・構造の維持管理
- (3) 建築物の自主検査及び消防用設備等の自主点検及び指導監督
- (4) 消防署長に対する関係法令に基づく各種報告
- (5) 消防計画の検討・作成並びにこれに基づく教育及び訓練の企画又は実施
- (6) その他防火管理上必要な業務

#### 作成上の注意事項

- 1 5条第1項の( )内には、防火管理者の氏名を記入します。
- 2 火管理者が行う次に掲げる防火管理業務について定めておきます。
  - (1) 作成した消防計画を随時見直し、必要があれば消防計画の変更等を行う業務
  - (2) 訓練計画に基づき、自衛消防隊の訓練を実施する業務
  - (3) 従業員等に対して、防災教育を実施する業務
  - (4) 消防用設備等、建築物、火気を使用する設備・器具等の自主点検・検査及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務
  - (5) 改装又は模様替等の工事場所で溶接・溶断等火花を発生又は接炎を伴う作業を行う場合は、火災の危険性が高いことから防火管理者が立会い確認する業務
  - (6) 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務
  - (7) 一時期に多数の者が出入りする場合等、火災等の災害が発生したときに混乱を招かないように収容人員を適正に管理する業務
  - (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務
  - (9) 管理権原者に対して、不備・欠陥箇所や自主点検の結果等についての報告及び防火管理業務に関する提案を行う業務

(消防署長への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、消防署長へ届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長への届出、報告及び連絡をしなければならない。
  - (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
  - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
  - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
  - (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報
  - (5) その他防火管理に関する必要な事項

### 作成上の注意事項

- 1 次に掲げる変更は、消防計画の変更届出が必要となります。
  - (1) 自衛消防組織の統廃合、自衛消防隊長の変更
  - (2) 用途の変更
- 2 増築、改築又は模様替等を行う場合及びこれらに伴う消防用設備等の改修又は設置等を行う場合は、事前に連絡するとともに届出等が必要です。
- 3 消防用設備等の点検結果を、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 消防法施行規則第3条第1項に規定する消火、通報及び避難訓練を実施するときは、事前に「消火・避難訓練通知書」を提出することが必要です。ただし、やむを得ない場合に限り、口頭又はインターネットの利用によることができます。
- 5 その他、少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い等、防火対象物の点検・報告など防火管理に関する事項の届出等が必要です。

(火元責任者の任務)

第7条 日常における火災予防を行うため、防火管理者の下に下表のとおり火元責任者を置き、担当区域及び任務を定める。

担当区域とその任務内容等（例）

火元責任者	担当区域	任務内容
○○ ○○	例) ○階	1 喫煙、灰皿、湯沸場等の火気管理 2 火気使用設備・器具、電気設備・器具使用前後の安全確認
○○ ○○	例) ○○フロア	
○○ ○○	○○○○	3 消防用設備等の維持管理 4 その他火災予防上必要な事項
○○ ○○	○○○○	
○○ ○○	○○○○	

(法定点検)

第8条 消防用設備等の法定点検を下表により定期的実施する。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検（例）

消防用設備等	点検時期	
	機器点検	総合点検
	月	月
	月	
	月	
	月	
	月	

(点検報告)

第9条 (〇〇 〇〇) は、前条の規定に基づき実施した点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、(〇)年に1回消防署長に報告する。

作成上の注意事項

- 1 日常の火災予防業務及び地震等の災害時の出火防止の処置のすべてを防火管理者自らが行うことは困難であり、従業員等全員が任務分担し、火災予防に取り組まなければなりません。
- 2 火元責任者は階ごと又は区域ごとに指定します。
- 3 火元責任者は防火管理者を補佐し、区域内の火気の管理を徹底するため、従業員等に対する指導及び監督の業務を行います。
- 4 火元責任者は定期的実施した自主点検結果を記録するとともに、その結果を防火管理者に報告することを定めておきます。
- 5 消防用設備等の自主点検は、腐食、正規の場所からの移動、転倒等外観から確認できる範囲で行います。
- 6 消防用設備等の法定点検は、通常消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者が行います。
- 7 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告しなければなりません。
- 8 共用部分の点検、検査について「全体の消防計画」に定められている場合は、責任区分により行うことになります。

(自衛消防組織)

第10条 自衛消防組織及びその任務内容を下表のとおり定める。

自衛消防組織編成表（例）

係名	氏名	任務内容
自衛消防隊長	〇〇 〇〇	通報の確認、避難誘導及び消火活動の指揮並びに避難人員の確認
通報連絡員	〇〇 〇〇	119番通報するとともに建物内及び関係者への連絡。また、消防隊の誘導及び情報の提供
避難誘導員	〇〇 〇〇	来館者等を建物外に誘導すること。混乱防止のため大声で避難方向、方法について指示すること。
消火員	〇〇 〇〇	消火器又は屋内消火栓により、消火活動に当たること。

## 作成上の注意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、枠内にはその氏名を記入します。
- 2 自衛消防組織の編成は、従業員の中から最低限、通報・連絡担当、消火担当、避難誘導担当を定めることとします。  
なお、従業員が少ない事業所は、通報・連絡担当と避難誘導担当を兼務する等、同一者を重複して指定することができます。
- 3 編成表は、事業所等の見やすい場所に掲示しておく必要があります。
- 4 統括防火管理が必要な防火対象物は、「全体の消防計画」に基づいて自衛消防活動を行います。

### (地震対策)

第11条 地震時の災害の予防及び地震直後の活動は、次に掲げる事項を行わなければならない。

#### (1) 地震時の予防処置

ア 第7条の「火元責任者の任務」によるほか、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒、落下し、避難等に支障が生じないように日常の十分な確認

イ 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認

ウ 非常持出品の準備及び確認

#### (2) 地震直後の活動

ア 第10条に定める自衛消防組織の任務内容による活動

イ 火気使用設備・器具等の使用の停止及び出火防止措置

ウ 避難に当たっては一時集合場所（○○公園等）に集結し、人員確認後、全員で避難場所（○  
○小学校等）への避難

## 作成上の注意事項

- 1 事業所の実情に応じて、地震による倒壊、転倒及び落下又は出火防止の措置を定めておきます。
- 2 あらかじめ事業所等で一時集合場所を定め、従業員等に周知しておく必要があります。  
避難場所は、地域避難場所、広域避難場所等が各区で定められていますので、最寄りの消防署に尋ねて（ ）内に避難場所の名称を記入してください。
- 3 避難場所等に誘導するときは、順路、道路状況及び被害状況について説明します。避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行い、全員徒歩とします。  
避難は一団となり、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置します。

### (訓練)

第12条 防火管理者は、下表により訓練を行い、災害時における諸活動の熟練を図る。また、必要に応じ所轄消防署に指導の要請を行うものとする。

#### 訓練の実施時期（例）

訓練種別		実施時期
部 分 訓 練	消火訓練	○○月
	通報訓練	○○月
	避難訓練	○○月
総 合 訓 練		○○月

## 作成上の注意事項

- 1 訓練は、最低限次の回数を行わなければなりません。

訓練種別	訓練回数	
	特定用途防火対象物	非特定用途防火対象物
消火訓練	年 2 回以上	年 1 回以上
避難訓練	年 2 回以上	年 1 回以上
通報訓練	年 1 回以上	年 1 回以上

- 2 訓練の実施時期のポイント

- (1) 春・秋の火災予防運動期間中又はその前後
- (2) 防火の日（毎月 1 日）
- (3) 新入社員の入社時期
- (4) アルバイト又はパートの者を採用したとき

- 3 消火訓練及び避難訓練

特定防火対象物では年 2 回以上実施すること（消防法施行規則第 3 条第 10 項）が義務づけられています。また、消火、通報及び避難訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消火・避難訓練通知書」により、所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底します。

- 4 訓練指導者

訓練指導者は、一次的には防火管理者又は管理権原者としませんが、防火対象物の用途、規模及び自衛消防隊の構成並びに指導者としての知識及び技術を総合的に判断して適任者を充てます。

## 附 則

この消防計画は、〇〇年 〇月 〇〇日から施行する。

防火・防災管理業務の委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称						
管理権原者氏名						
防火(防災)管理者氏名						
受託者の氏名 及び住所等 (法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地)		氏名(名称)				
		住所(所在地)				
		担当事務所所在地	TEL			
		教育担当者		受託する防火・防災 管理業務の範囲		
受託者の 行う 防火・ 防災 管理 業務の 範囲 及び 方法	常駐 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
			方法	常駐場所		常駐人員
		方法	委託する時間帯			
	巡回 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
			方法	巡回回数		巡回人員
		方法	委託する時間帯			
	遠隔 移報 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
			方法	現場確認要員の 待機場所		到着 所要時間
		方法	委託する時間帯			

◇作成上の留意事項◇

「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。